庁舎移転に伴う現庁舎用地の利活用に関するアンケート(近隣居住者)

日頃、国分寺市政にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、令和7年度に予定する庁舎移転に伴い現庁舎用地の利活用の検討をしています。 この検討にあたっては、「公共施設適正再配置計画」に基づき建替えの優先度の高い近隣 の公共施設及び地域性を問わない施設を対象とし、複合化・多機能化の公共施設の整備及 び敷地の有効活用を目的として民間施設による活用を考慮に入れて進めています。

なお、公共施設の建替えにあたっては施設でのサービス提供の継続性を最重要とし、休 止期間を生じさせないとの考え方を基本としています。

このことから、現庁舎用地への建替えによって集約する公共施設は、「恋ヶ窪公民館・ 図書館、福祉センター(近隣の施設)」、「本多武道館(地域性を問わない施設)」を基本と して進めています。

また,民間施設に関しては,民間事業者に対して活用意向調査(サウンディング型市場調査)を行った結果,「商業,医療,福祉,学校,住宅」といった用途が複数の企業から提案されました。なお,各事業者とも複数の用途を組合せた提案(例:「学校,商業,医療」,「商業,福祉,住宅」等)でした。

以上のことから、本アンケートは現庁舎用地の近隣(敷地境界から概ね 30m以内)居住者の方に、民間活用の用途に対する印象と、施設を建設する際に必要な配慮についてお尋ねするものです。

~アンケートの説明~

- ✓ 別紙には、庁舎移転、現庁舎用地の利活用等について、検討の経緯等を記載しておりますので、アンケート調査票をご記入いただく前にお読みください。
- ✓ 次ページからがアンケート調査票です。
- ✓ 本調査で回答いただいた内容については、統計的に処理することで、個人情報を保 護し、他の目的で利用することはございません。

ご記入いただいた調査票は、<u>8月24日(月)までに</u>同封の返信用封筒に入れてそのまま郵送でご提出ください。(切手は不要です)

<u>なお、今後、現庁舎用地を含む恋ヶ窪駅周辺地域のまちづくりについてのアンケートも</u> 実施する予定ですので、お手数ですが、そちらについてもご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】 国分寺市 政策部 政策経営課 公共施設整備担当電話: 042-325-0111 (内線 498)

アンケート調査票(近隣居住者向け)

問1 お住まいの家(事業者の場合はその事業所)の現庁舎用地との位置関係について, 4ページの図を確認のうえ、以下の該当する番号に〇をつけてください。

1:現庁舎用地と接している

2: 道路を挟んで現庁舎用地と接している(接する道路:①・②・③・④)

3: それ以外

4ページの図の道路のうち いずれかにOをつけてください

問2 現庁舎用地に建設する民間施設について、用途別に現時点の第一印象についてお尋ねします。それぞれについて最も近い印象の番号に〇をつけてください。なお、以下に例示している施設は、活用意向調査において、現庁舎用地周辺の特性も踏まえ、民間事業者より提案のあったものです。

○商業(例:スーパーマーケット、食料品店、ドラッグストア)

1: どちらかというと相応しい 2: どちらともいえない 3: どちらかというと相応しくない

〇医療(例:クリニック,診療所)

1: どちらかというと相応しい 2: どちらともいえない 3: どちらかというと相応しくない

○福祉(例:デイサービス、保育園)

1: どちらかというと相応しい 2: どちらともいえない 3: どちらかというと相応しくない

○学校(例:大学の分校)

1: どちらかというと相応しい 2: どちらともいえない 3: どちらかというと相応しくない

〇住宅(例:サービス付き高齢者向け住宅)

1: どちらかというと相応しい 2: どちらともいえない 3: どちらかというと相応しくない

問3 現庁舎用地に公共施設と民間施設を建設する際に、特に配慮が必要と考えることについてお尋ねします。

※国分寺市ではまちづくり条例を施行し開発事業に一定の制限を設けています。そのため、条例規定の影響があると思われる項目を事前に確認するための設問です。

問3-1 建物の高さについて

まちづくり条例の規定では20m(6階程度)までの制限を設けています。また、多摩信用金庫向かいの建物(第1庁舎)で10mとなっています。最も高い建物(第3庁舎)で16mです。建物の「高さ」に対する考えをお教えください。(ひとつに〇)

- 1. 条例の範囲内であれば特に高さを制限する必要は無い
- 2. 第1庁舎程度までの高さとしてほしい
- 3. 第3庁舎程度までの高さとしてほしい
- 4. 特になし
- 5. その他 ※具体的に記載してください。

(裏面へお進みください。)

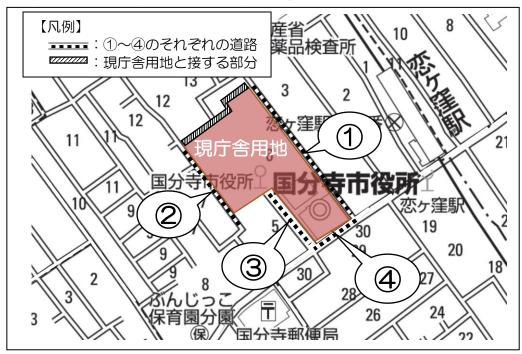
問3-2 建物の離隔(建物の壁面の位置)について(4ページの参考をご覧ください。)
まちづくり条例の規定では、敷地に接する道路を道路中心から原則として3m後退する規定を設けています。それを踏まえ、建物との「離隔」に対する考えをお教えください(ひとつにO)	
1. 条例どおり道路後退をしていれば、建物をそれ以上に離す必要は無い 2. 道路後退(道路中心から3m)から建物をもう少し離してほしい(3m+ $_{}$ m)	
3. その他 ※具体的に記載してください。 具体的な距離を記載してくださん。	えい
問3-3 敷地境界の設えについて	
敷地境界には一般的に「フェンスや塀等」を設けています。敷地境界の「設え」に対する考えをお教えください。(ひとつにO)	<u>, </u>
1. 生け垣などで緑化してほしい2. フェンスなどは圧迫感のないものにしてほしい3. フェンスと併せて緑化をしてほしい4. 特になし	
5. その他 ※具体的に記載してください。 ()	
問3-4 建物の設えについて 建物の「色合いやデザイン」に対する考えをお教えください。(ひとつに〇)	
1. 周辺に配慮した色合いやデザインにしてほしい2. 魅力的な色合いやデザインなら問題は無い3. 特になし	
4. その他 ※具体的に記載してください。 ()	
問4 現庁舎用地の利活用について、その他ご意見等あればお教えください。(自由記述))

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

今後,現庁舎用地を含む恋ヶ窪駅周辺地域のまちづくりについてのアンケートも実施する 予定ですので、お手数ですがご協力をお願いいたします。

【参考】問1の図 及び 問3-2の参考資料

【問1の図:現庁舎用地に隣接する道路の状況図】



- ① (市役所と多摩信用金庫の間の道路) 幅員約4m
- ② (市役所の西側に接する道路) 幅員約4m
- ③ (市役所駐車場に続く道路) 幅員約12.7~13.2m
- ④ (市役所通り) 幅員約9m

【問3-2の参考:道路後退と建物の離隔について】

まちづくり条例では、以下のように開発する敷地に接する道路の中心から原則として3m以上後退する規定を設けています。

<道路後退の事例(右の写真)>

第1庁舎と多摩信用金庫の間の 道路は、道路中心線より3m後退 しています。

第1庁舎の建物は、そこから さらに離れた位置に建っています。

